

パブリックコメント用閲覧資料

意見募集期間:

2025年(令和7年)12月15日から

2026年(令和8年)1月15日まで

第5次 成田市男女共同参画計画 (素案)

～未来に羽ばたけ ジェンダーパレットプラン～

令和8年 月

成田市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 改定の目的	2
(2) 計画期間	2
(3) 男女共同参画をめぐる主な動き	2
(4) 計画の位置付け	4
第2章 成田市の現状と課題	5
1 成田市の現状	6
(1) 年齢別人口の推移	6
(2) 世帯の推移	6
(3) 出生数の推移	7
(4) 合計特殊出生率の推移	7
(5) 年齢別労働力率の推移	8
(6) 就業者数の推移	9
(7) 畠議会等における女性委員の比率	9
(8) 外国人住民数の推移	10
2 第4次計画の達成状況	11
(1) 成果指標ごとの達成状況	11
3 アンケート調査結果	14
(1) 調査の概要	14
(2) 調査の結果	15
4 男女共同参画の現状と課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 施策の体系	30
第4章 各施策の内容	31

基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり	32
施策の方向性1 男女共同参画に関する意識・理解の浸透	32
施策の方向性2 男女の人権や多様性を尊重する意識づくり	33
施策の方向性3 多様性を尊重し、一人ひとりを大切にする教育の推進	34
基本目標Ⅱ 自分らしさを実感し、活躍できる社会づくり	36
施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	36
施策の方向性2 地域における男女共同参画の推進	38
施策の方向性3 ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の推進	39
基本目標Ⅲ 生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域づくり	41
施策の方向性1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止	41
施策の方向性2 男女共同参画の視点からの防災対策の推進	43
施策の方向性3 困難な問題を抱える女性への支援、相談体制の整備・強化	44
第5次成田市男女共同参画計画 成果指標 一覧	45
第5章 計画の推進体制	47
1 計画の推進体制	48
2 進行管理等	49

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 改定の目的

成田市では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第4次成田市男女共同参画計画」を策定し、性別に関わらずだれもが個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現に向けて、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況について評価してきました。

第4次計画の計画期間が令和7年度末で終了したことから、少子高齢化や多様化する価値観・働き方の変化等、社会情勢の現状を的確にとらえ、国、県の計画を勘案して令和8年度からの「第5次成田市男女共同参画計画」を策定しました。

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3) 男女共同参画をめぐる主な動き

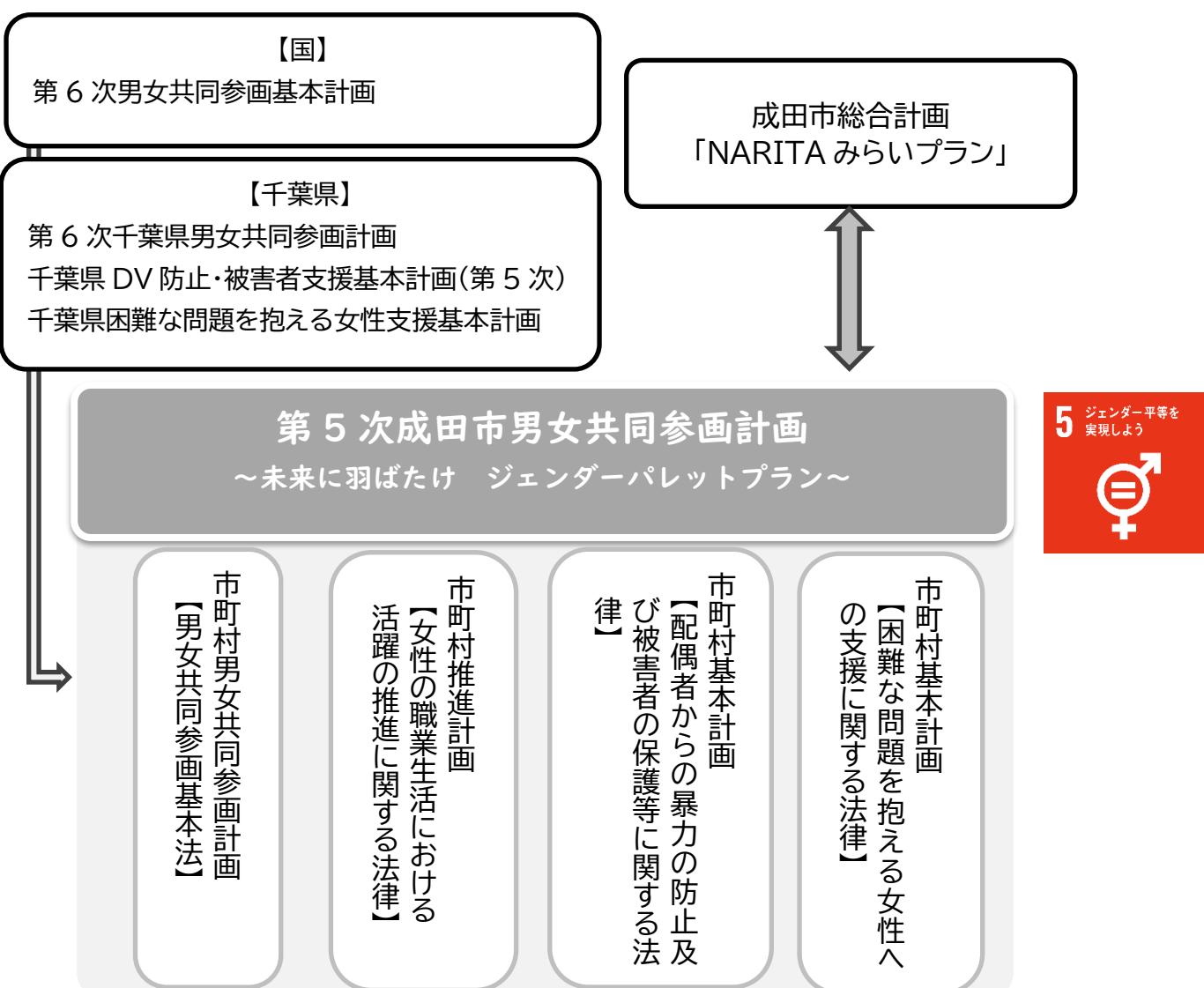
世界・国・県・成田市の動き

年	世界・国・県の動き	成田市の動き
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none">・「男女雇用機会均等法」改正（国）・「千葉県男女共同参画計画（第2次）」策定（県）・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定（県）	<ul style="list-style-type: none">・「成田市男女共同参画計画推進懇話会」設置・「成田市男女共同参画計画」策定・成田市、下総町、大栄町が合併し新「成田市」誕生
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none">・改正「男女雇用機会均等法」施行（国）・「パートタイム労働法」改正（国）・「DV防止法」改正（国）・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（国）	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画週間啓発講演会開催・男女共同参画セミナー開催（～現在・4回コース）
平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none">・改正「DV防止法」施行（国）・改正「パートタイム労働法」施行（国）	
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none">・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解（世界）・「育児・介護休業法」改正（施行は2010年、一部の規定は2015年施行）（国）・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」策定（県）	<ul style="list-style-type: none">・「女性のための相談」開設（月2回開催）
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none">・「育児・介護休業法」施行（国）・「第3次男女共同参画基本計画策定」（国）・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（国）	
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none">・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）発足（世界）・「第3次千葉県男女共同参画計画」策定（県）	<ul style="list-style-type: none">・「第2次成田市男女共同参画計画」策定・「DV相談」開設（月1回開催）
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none">・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（世界）・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」策定（県）	<ul style="list-style-type: none">・「女性のための相談」拡充（月3回開催）

年	世界・国・県の動き	成田市の動き
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正（国） ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成（国） ・「ストーカー規制法」改正（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談を「女性のための相談」に統合（月3回開催）
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のための相談」拡充（毎週木曜日開催） ・「成田市男女共同参画センター」設置
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定（国） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画係を企画政策課から市民協働課へ移管
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回国連女性の地位委員会（世界） ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！2016）開催（国） ・「第4次千葉県男女共同参画計画」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次成田市男女共同参画計画（成田市DV対策基本計画を含む）」策定 ・「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」策定
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」、「育児介護休業法」改正（国） ・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「成田市女性活躍推進計画」策定
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長による「イクボス宣言」 ・男女共同参画講演会開催（～現在）
令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正（国） ・「労働施策総合推進法」改正（国） 	
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」策定（国） 	
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次千葉県男女共同参画計画」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次成田市男女共同参画計画」策定
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」制定 	
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行（国） 	
令和6年 (2024年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定（県） 	
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次男女共同参画基本計画」策定（国） 	
令和8年 (2026年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次千葉県男女共同参画計画」策定（県） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次成田市男女共同参画計画」策定

(4) 計画の位置付け

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「男女共同参画計画の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「千葉県男女共同参画計画」を踏まえ策定するものです。
- ② 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定される「市町村推進計画」としても位置付けます。
- ③ 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定される「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ④ 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する法律」に規定される「市町村基本計画」としても位置付けます。
- ⑤ 本計画は、本市の総合計画「N A R I T A みらいプラン」との整合性を図り、性別に関わらずだれもが活躍できる社会の実現を目指し、男女共同参画施策を推進していくための計画です。「N A R I T A みらいプラン」では持続可能な開発目標（S D G s）の理念を取り入れており、全施策に S D G s における 1 7 のゴールを関連付けております。本計画は、1 7 のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」に関連しています。

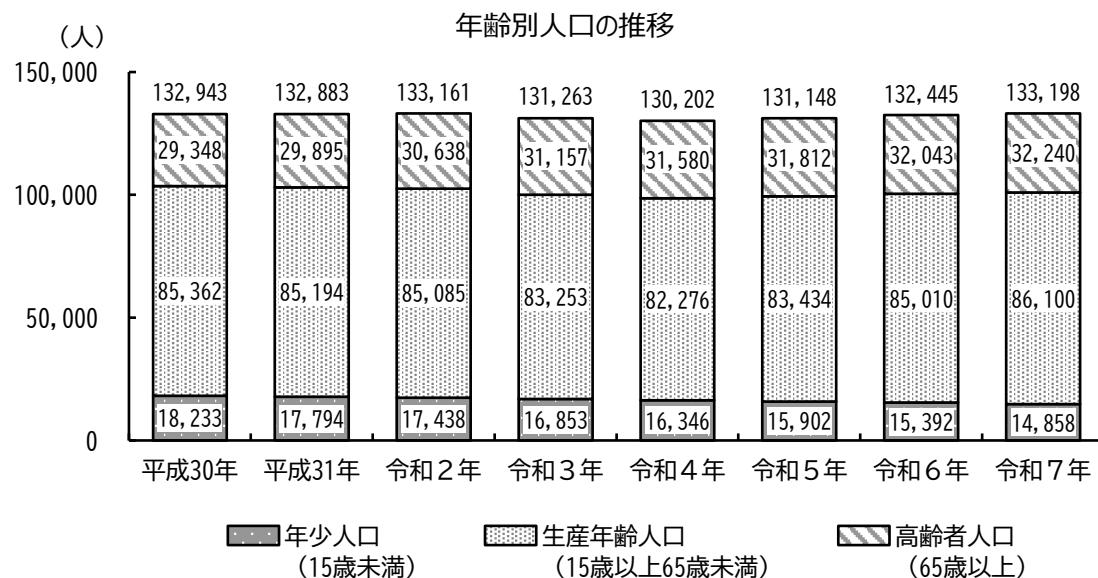


第2章 成田市の現状と課題

1 成田市の現状

(1) 年齢別人口の推移

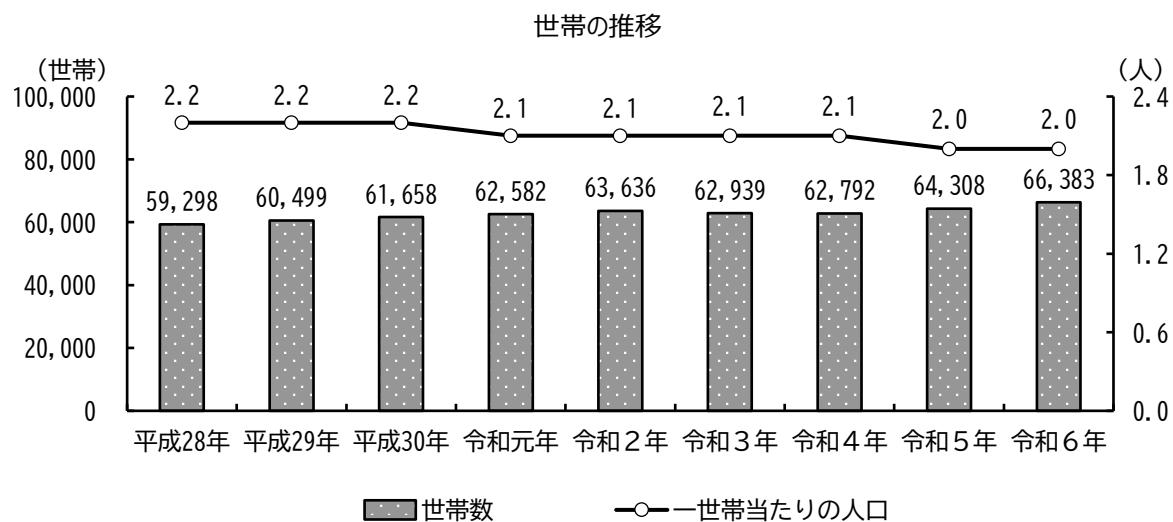
年少人口は減少していますが、生産年齢人口は令和4年まで減少、令和5年以降は増加し、高齢者人口は増加を続けており、令和2年の時点では3万人を超えています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の推移

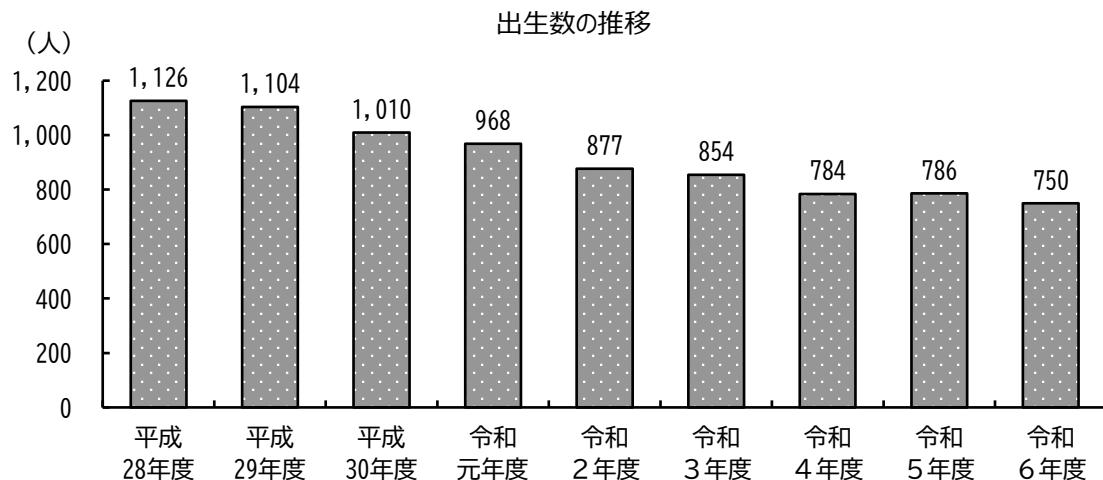
世帯数は増加傾向、1世帯当たり世帯人員は下降傾向にあり3人を割っていることから、1～2人の世帯が増加していることがわかります。



資料：成田市統計書（平成28年版～令和6年版）

(3) 出生数の推移

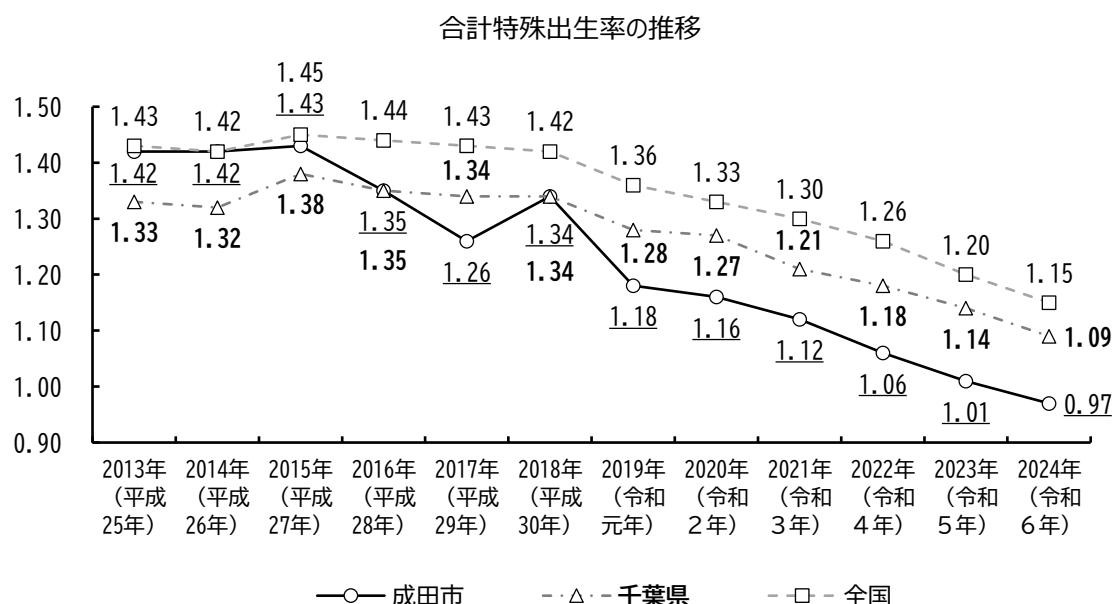
出生数は減少が続いており、令和5年度は786人となっています。



資料：成田市統計書（平成 28 年版～令和 7 年版）

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率※は、平成27年以降は下降傾向がみられ、令和5年には1.01まで落ち込み、全国、千葉県を下回っています。



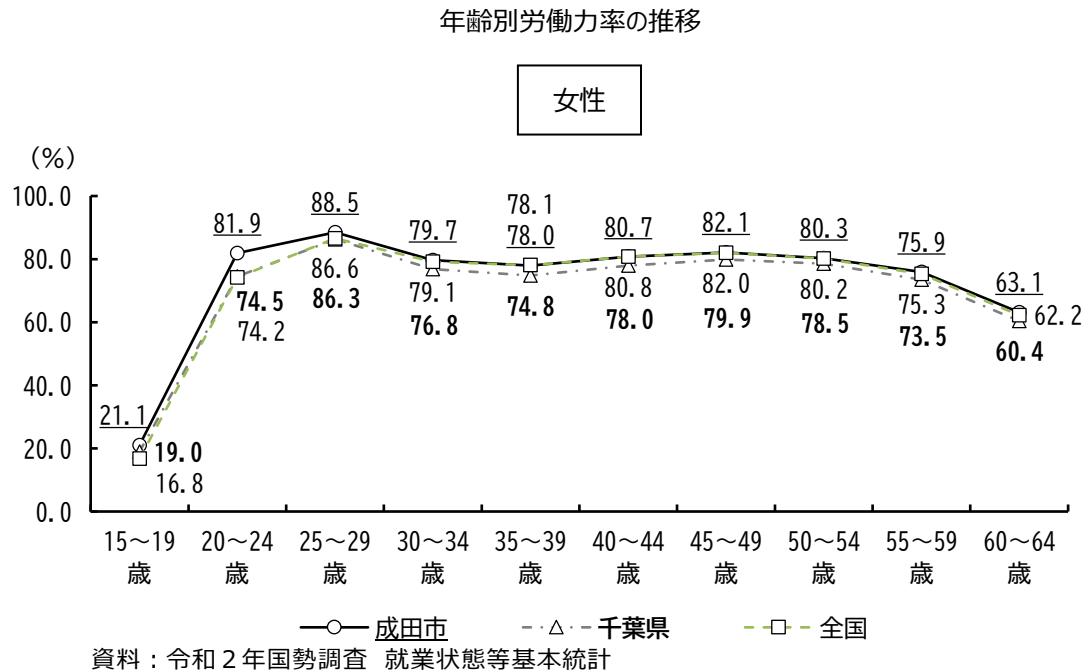
※ 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。人口置換水準（合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる水準）は 2.07 とされている。

資料：全国・千葉県 人口動態統計（平成 26 年～令和 6 年）

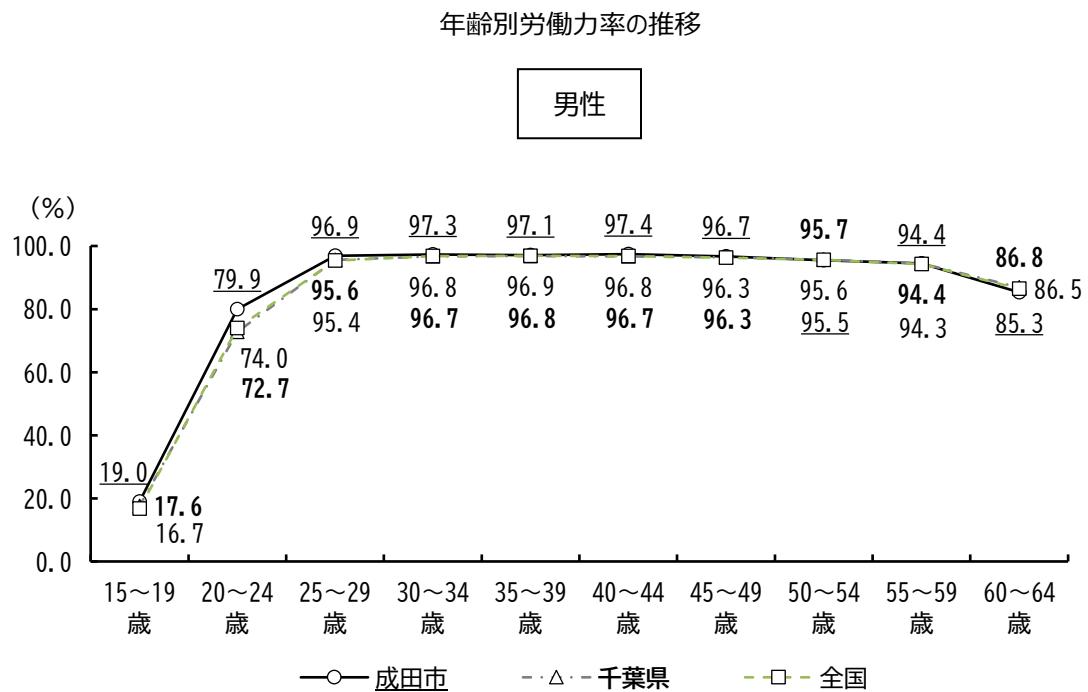
成田市 住民基本台帳年齢階級別人口（平成 25 年～令和元年）、
千葉県衛生統計年報（令和 2 年～令和 5 年）

(5) 年齢別労働力率の推移

女性の労働力率[※]は、ほとんどの年齢層において県よりも高くなっています。M字カーブの谷部分は35～39歳で、男性と比較し結婚・出産期を境に女性の労働力率が低下しています。



一方、男性の労働力率は、全国、県と同様の推移となっています。

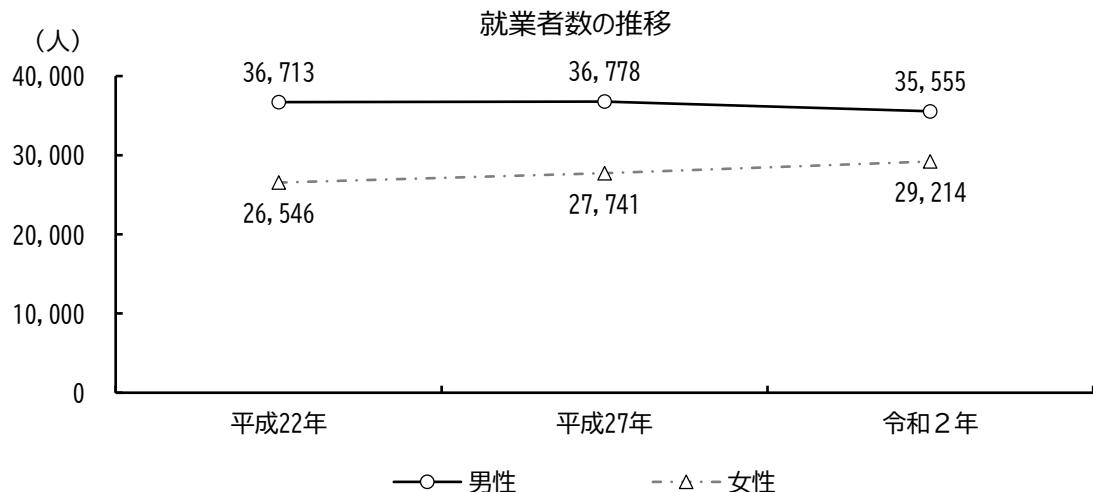


※ 15歳以上の人団に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）の割合。

資料：令和2年国勢調査 就業状態等基本統計

(6) 就業者数の推移

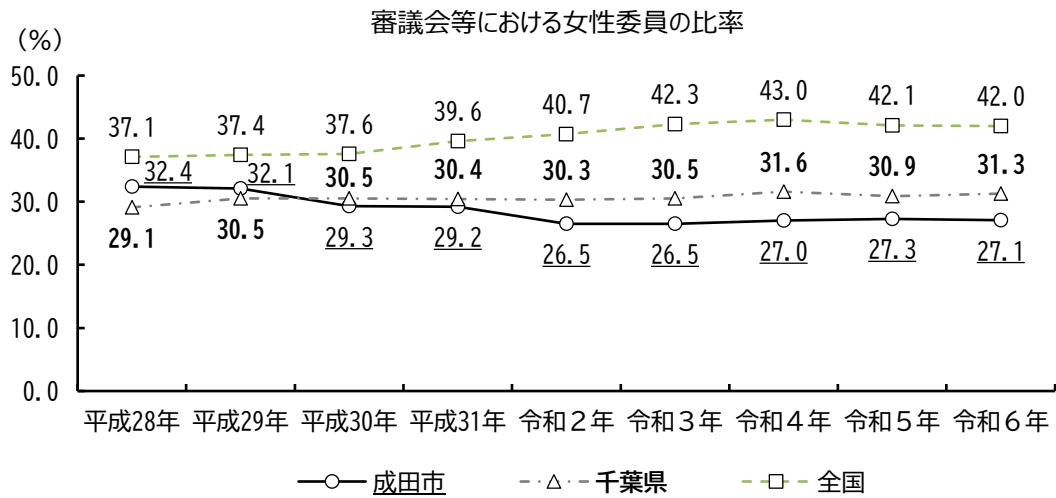
就業者数は、男性では減少傾向がみられ、女性では増加がみられます。



資料：国勢調査（平成22年・平成27年・令和2年）

(7) 審議会等における女性委員の比率

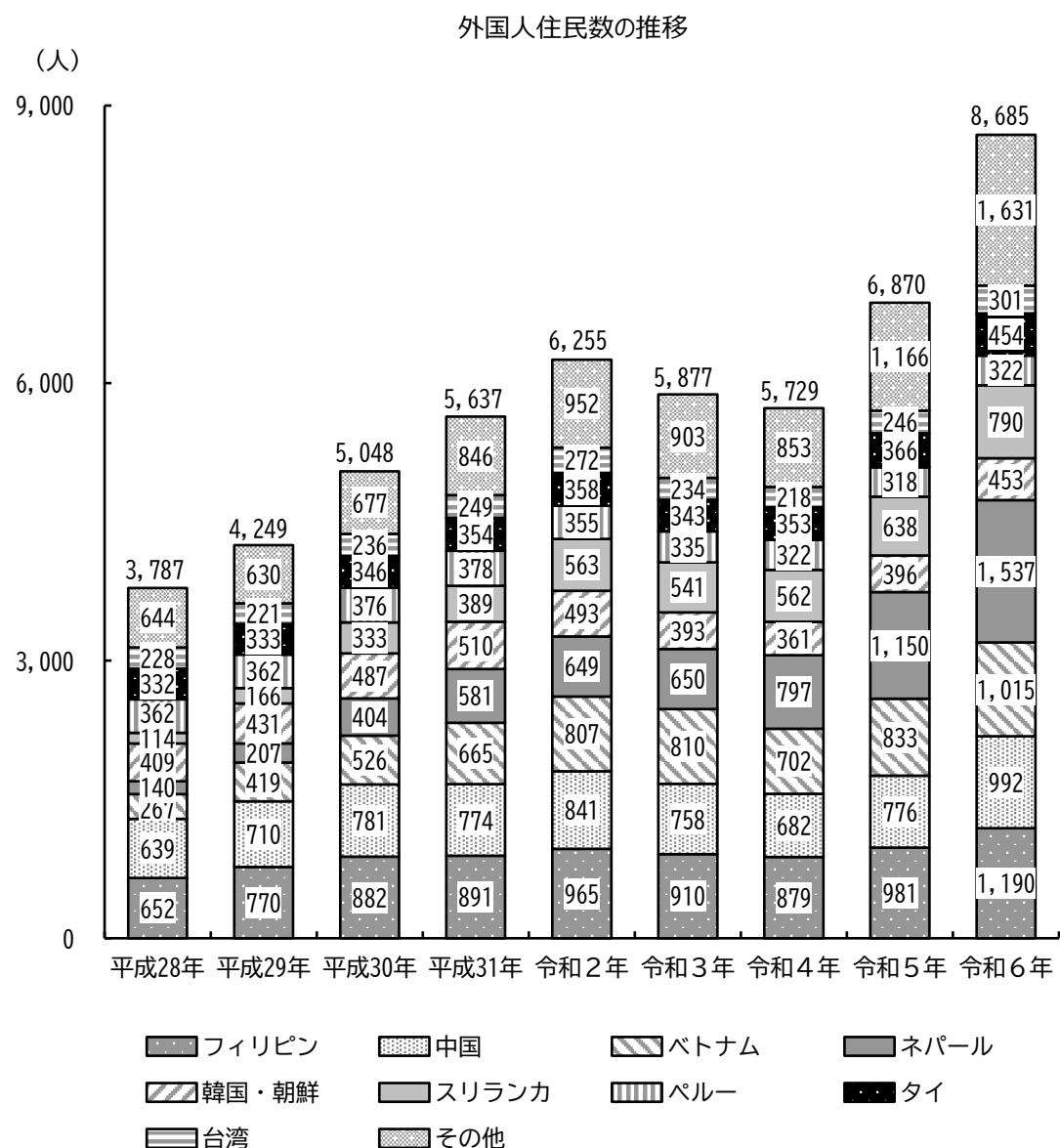
審議会等委員への女性の登用比率は、30%前後で推移していましたが、令和2年度に低下して以降、横ばいとなっています。



資料：千葉県・成田市 内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は
女性に関する施策の推進状況
全国 内閣府国審議会等における女性委員の参画状況調べ

(8) 外国人住民数の推移

外国人住民人口はコロナ禍が収束して以降、再び増加傾向に転じ、令和6年で大きく増加しており、国籍も多様化しています。



資料：成田市統計書（平成28年版～令和6年版）

2 第4次計画の達成状況

(1) 成果指標ごとの達成状況

第4次計画で設定した37成果指標のうち、策定時と比較し目標を達成したのは7指標（A評価）でした。未達成ではあるものの、計画策定時より実績が向上したのは21指標（B評価）となり、一定の前進が見られました。

（A…目標を達成した、B…目標未達成だが、計画策定時より進んだ、C…目標未達成でかつ、計画策定時より後退）

指標名	令和2年度 計画策定時	令和6年度実績・ アンケート調査結果	目標	目標に対する 達成状況
基本目標I あらゆる分野における女性の参画拡大のための機会づくり				
審議会等への女性委員の登用率	26.5%	27.1%	40%	B
（職務指定を除いた女性委員の登用率）	32.9%	31.5%	40%	C
女性委員のいない審議会等の解消	10	6	0	B
地域社会における男女の地位が平等と感じる人の割合	19.6%	22.8%	21.0%	A
区・自治会等の代表者の女性割合	5.2%	8.8%	10.0%	B
市職員の育児休業取得率				
①女性	100%	100%	100%	A
②男性	10.5%	97.4%	30.0%	A
市職員の各役職段階に占める女性職員の割合				
①係長級	24.1%	22.1%	40.0%	C
②課長補佐級	27.5%	31.7%	33.0%	B
③課長級	12.5%	11.7%	22.0%	C
④部長級	9.1%	10.5%	14.0%	B
男女共同参画センター使用人数	6,349人	6,860人	7,300人	B

指標名	令和 2 年度 計画策定時	令和 6 年度実績・ アンケート調査結果	目標	目標に対する 達成状況
基本目標Ⅱあらゆるひとが仕事と家庭を両立できる環境づくり				
保育園等の入所待ち児童数 (待機児童含む)	338 人	341 人	0 人	C
児童ホーム待機児童数	110 人	69 人	0 人	B
家事を「男女とも行う」割合				
①食事をつくる	14.6%	18.9%	20.0%	B
②洗濯・掃除	24.7%	30.0%	29.0%	A
③子どもの世話	18.5%	24.7%	26.0%	B
④学校行事への参加	16.7%	22.4%	23.0%	B
⑤介護	8.3%	14.0%	11.0%	A
マザーズコーナー利用者の就職件数 (開設時（平成 25 年 10 月）から の累計)	895 件	1,482 件	1,500 件	B
女性の年齢別労働力率（※国勢調査：平成 27 年と令和 2 年比較）				
①30～34 歳	72.2%	79.7%	82.0%	B
②35～39 歳	72.0%	78.0%	82.0%	B
③40～44 歳	75.0%	80.7%	87.0%	B
職場における男女の地位が平等と感 じる人の割合	21.2%	27.0%	28.0%	B
基本目標Ⅲあらゆる暴力を許さない社会づくり				
広報誌等を利用したDV 防止に關 する情報提供回数	4 回	4 回	6 回	B
「女性のための相談」件数	171 件	182 件	190 件	B
DV の被害経験または加害経験の ある人の「相談した」割合	20.6%	18.5%	23.0%	C
DV 対策連絡会議の実施	1 回	2 回	2 回	A

指標名	令和2年度 計画策定時	令和6年度実績・ アンケート調査結果	目標	目標に対する 達成状況
基本目標Ⅳあらゆるひとが生涯を通じて安全・安心を実感できる地域づくり				
一般健康診査受診率	2.2%	1.6%	4.8%	C
母子・父子自立支援員相談回数	101回	144回	300回	B
シルバー人材センター会員数	478人	495人	550人	B
避難所運営委員会における女性役員登用に向けた啓発回数	7回	10回	14回	B
基本目標Ⅴあらゆるひとの権利を尊重する男女共同参画に向けた意識づくり				
「男は仕事、女は家庭」という考え方 に同感する人の割合	5.8%	6.3%	4.0% 以下	C
家庭の中での男女の地位が平等と 感じる人の割合	29.3%	30.5%	34.0%	B
学校教育の場で男女の地位が平等 になっていると感じる人の割合 (※市民アンケート調査)	57.3%	56.2%	64.0%	C
学校の中で男女の立場が平等にな っていると感じる人の割合 (※中学生アンケート調査)	58.3%	53.3%	65.0%	C
外国人交流イベント参加者数	417人	1014人	600人	A
国際市民フェスティバル参加者数	-	令和4年度事業終了のため評価せず		

3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

調査目的

第5次成田市男女共同参画計画の策定にあたり、男女共同参画社会に対するご意見を伺うとともに、意識の移り変わりを調べ、市が今後に取り組むべき施策に反映させるため、市民、中学生、市内事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

調査概要

調査名	調査対象	調査方法
1.市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の男女個人を対象に無作為抽出	郵送によるアンケート調査、Web回答併用
2.中学生アンケート調査	市内中学2年生・義務教育学校8年生	学校配付・Webによる回答
3.事業所アンケート調査	事業所母集団データベースより市内の事業所を無作為抽出	郵送によるアンケート調査、Web回答併用

調査期間

- ・市民、事業所アンケート調査：令和7年7月28日～令和7年8月19日
- ・中学生アンケート調査：令和7年5月21日～令和7年6月30日

回収状況

調査名	発送数	回収数	回収率
1.市民アンケート調査	2,000件	852件	42.6%
2.中学生アンケート調査	1,312件	919件	70.0%
3.事業所アンケート調査	1,000件	402件	40.2%

調査結果の表示方法

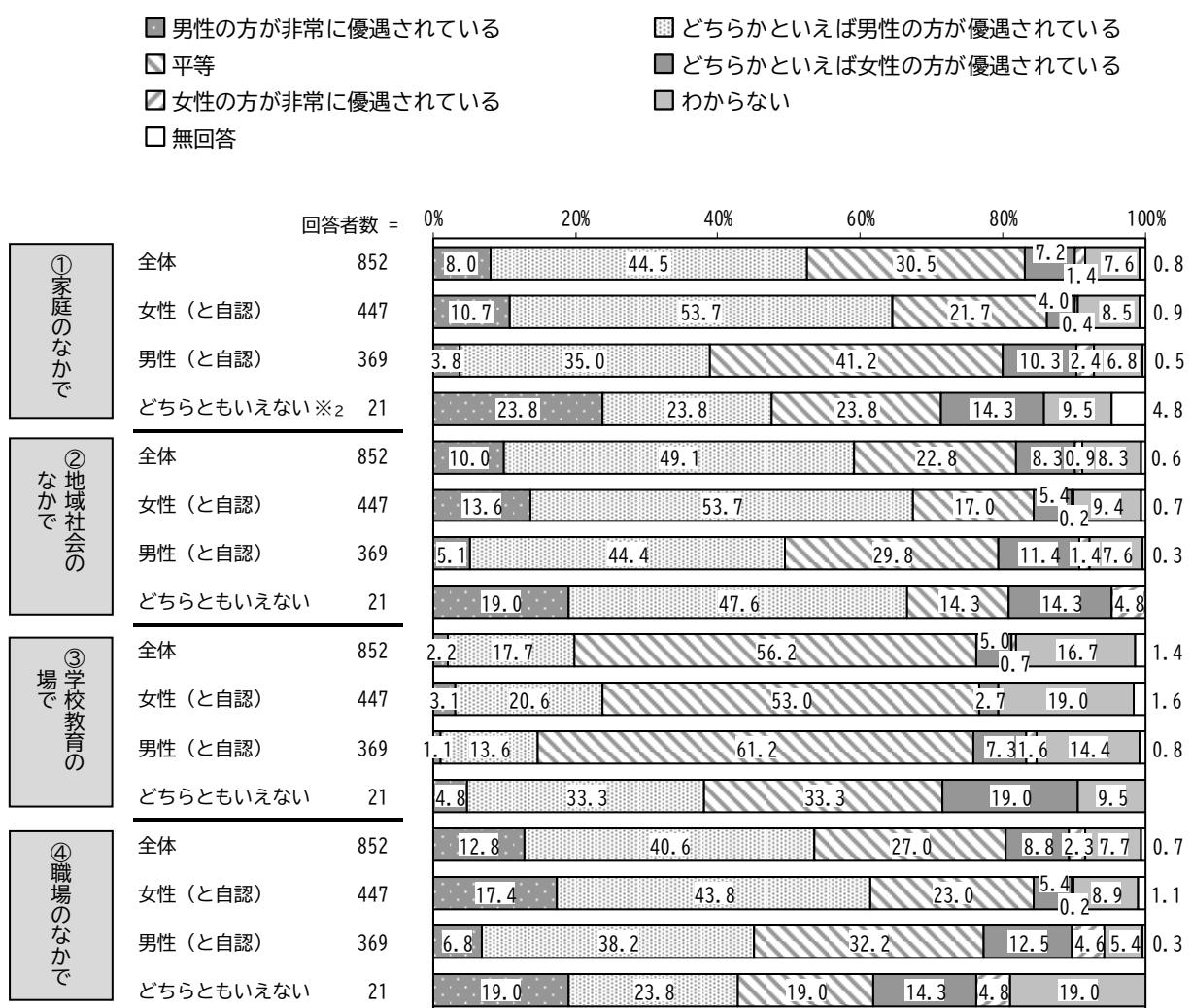
- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・市民及び中学生アンケート調査において、性別に無回答があるため、全体の数値と内訳の数値の合計が一致しない場合があります。

(2) 調査の結果

男女の地位に関する平等感

◆あなたは、次の①～⑧について、一般的に見て男女の地位は平等になっていると思いますか。
【市民アンケート】

男女平等意識について全体でみると、「③学校教育の場で」以外の項目では、『男性が優遇されている』と回答した割合が高くなっています。性別でみると、男性よりも女性の方が、『男性が優遇されている』の割合が高くなっています。性別による意識の差が大きくみられた項目は、「①家庭のなかで」「⑤法律や制度の上で」「⑥政治の場で」「⑧社会全体で」となっています。

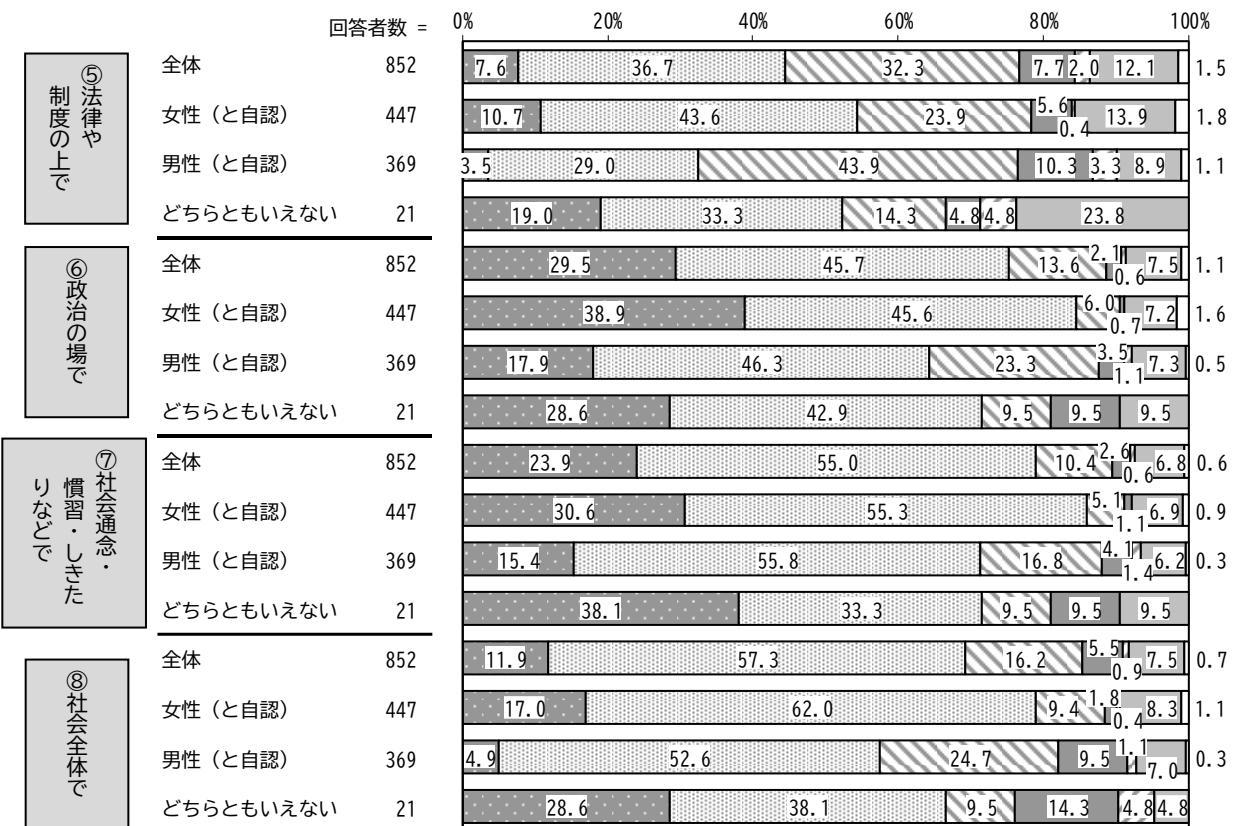


※1 『男性が優遇されている』……回答選択肢の「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を足し合わせた回答。

※2 『どちらともいえない』……『どちらともいえない、または答えたくない』を簡易表記しています。

- 男性の方が非常に優遇されている
 平等
 女性の方が非常に優遇されている
 無回答

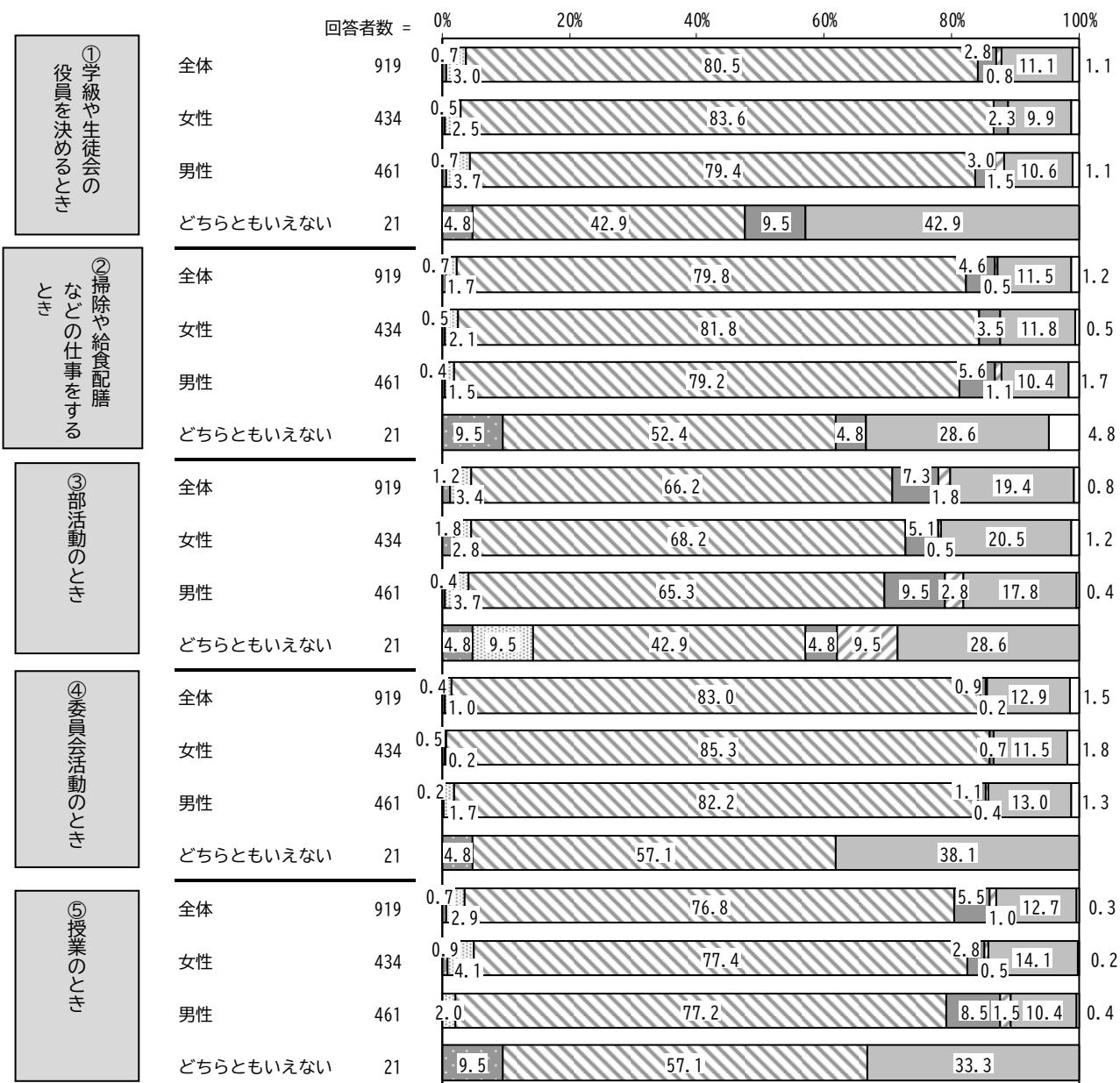
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
 どちらかといえば女性の方が優遇されている
 わからない



◆あなたは次の①～⑤の学校生活の場面で、男女は平等になっていると思いますか。
【中学生アンケート】

学校生活の場面での男女平等意識はほとんどの場面で『平等』が7割半ばから8割以上となっていますが、「③部活動のとき」が他の項目と比較して6割半ばと低くなっています。

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 男性の方が非常に優遇されている
<input type="checkbox"/> 平等
<input type="checkbox"/> 女性の方が非常に優遇されている
<input type="checkbox"/> 無回答 | <input type="checkbox"/> どちらかといえば男性が優遇されている
<input checked="" type="checkbox"/> どちらかといえば女性が優遇されている
<input type="checkbox"/> わからない |
|--|---|

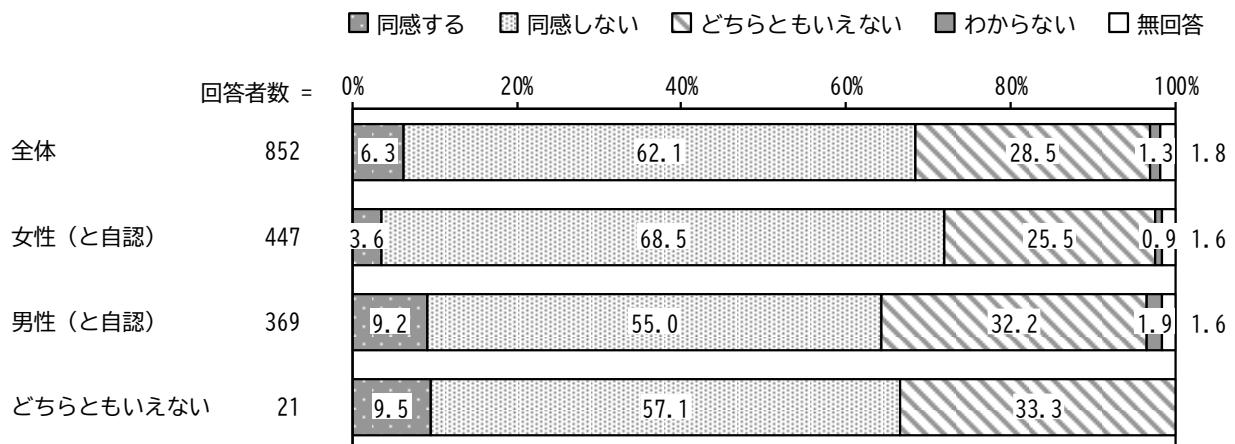


「男は仕事、女は家庭」という考え方

◆あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どのように思いますか。
【市民アンケート】

「同感する」の割合が6.3%、「同感しない」が62.1%、「どちらともいえない」が28.5%となっています。

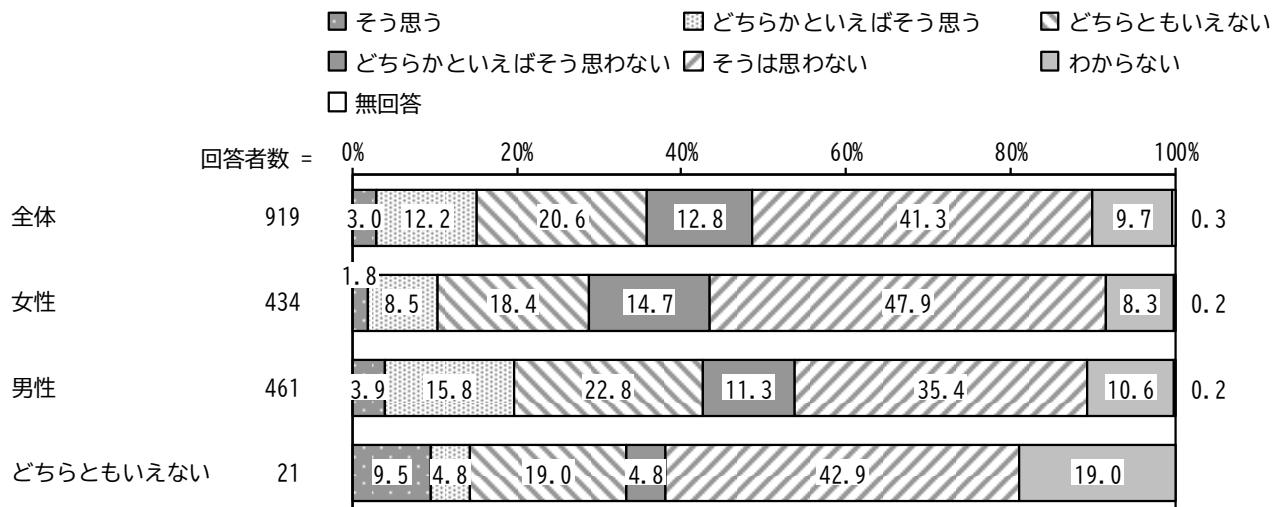
また、すべての性別で「同感しない」が5割半ばから7割近くと高くなっています。



あなたは「男は仕事・女は家庭」という考え方についてどう思いますか。
【中学生アンケート】

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が15.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合が54.1%となっています。

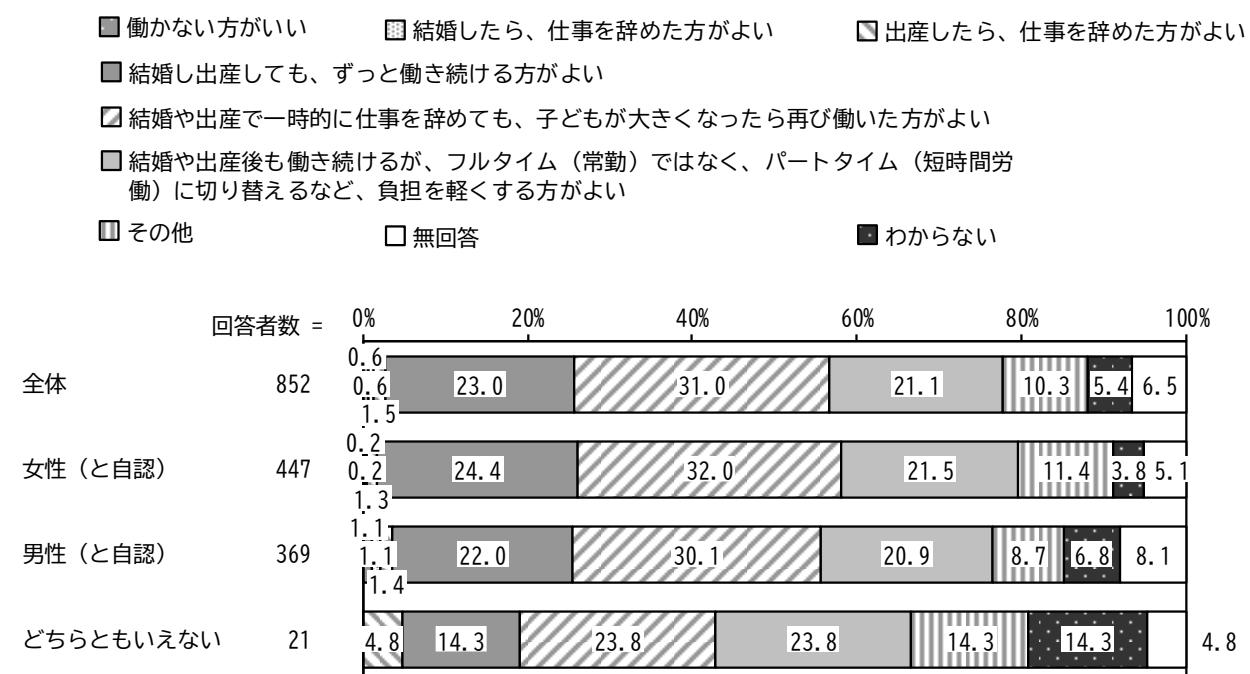
また、すべての性別で“そう思わない”が5割近くから6割超えと高くなっています。



女性が職業を持つことについての考え方

◆あなたは、女性の働き方について、どのようにお考えですか。【市民アンケート】

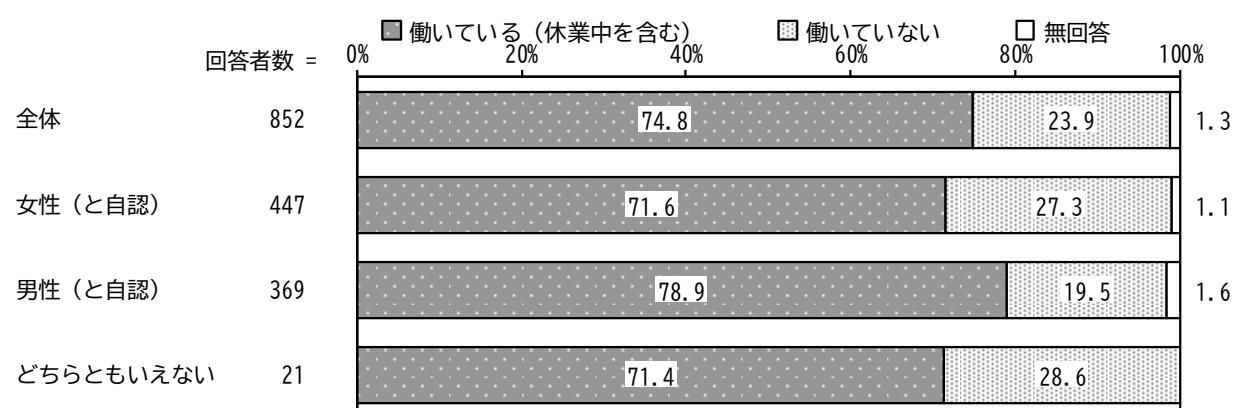
男女ともに「結婚や出産で一時的に仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び働いた方がよい」の割合が31.0%と最も高く、次いで「結婚し出産しても、ずっと働き続ける方がよい」が23.0%、「結婚や出産後も働き続けるが、フルタイム（常勤）ではなく、パートタイム（短時間労働）に切り替えるなど、負担を軽くする方がよい」が21.1%となっています。



現在の就業状況

◆あなたの現在の就業状況について、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。
【市民アンケート】

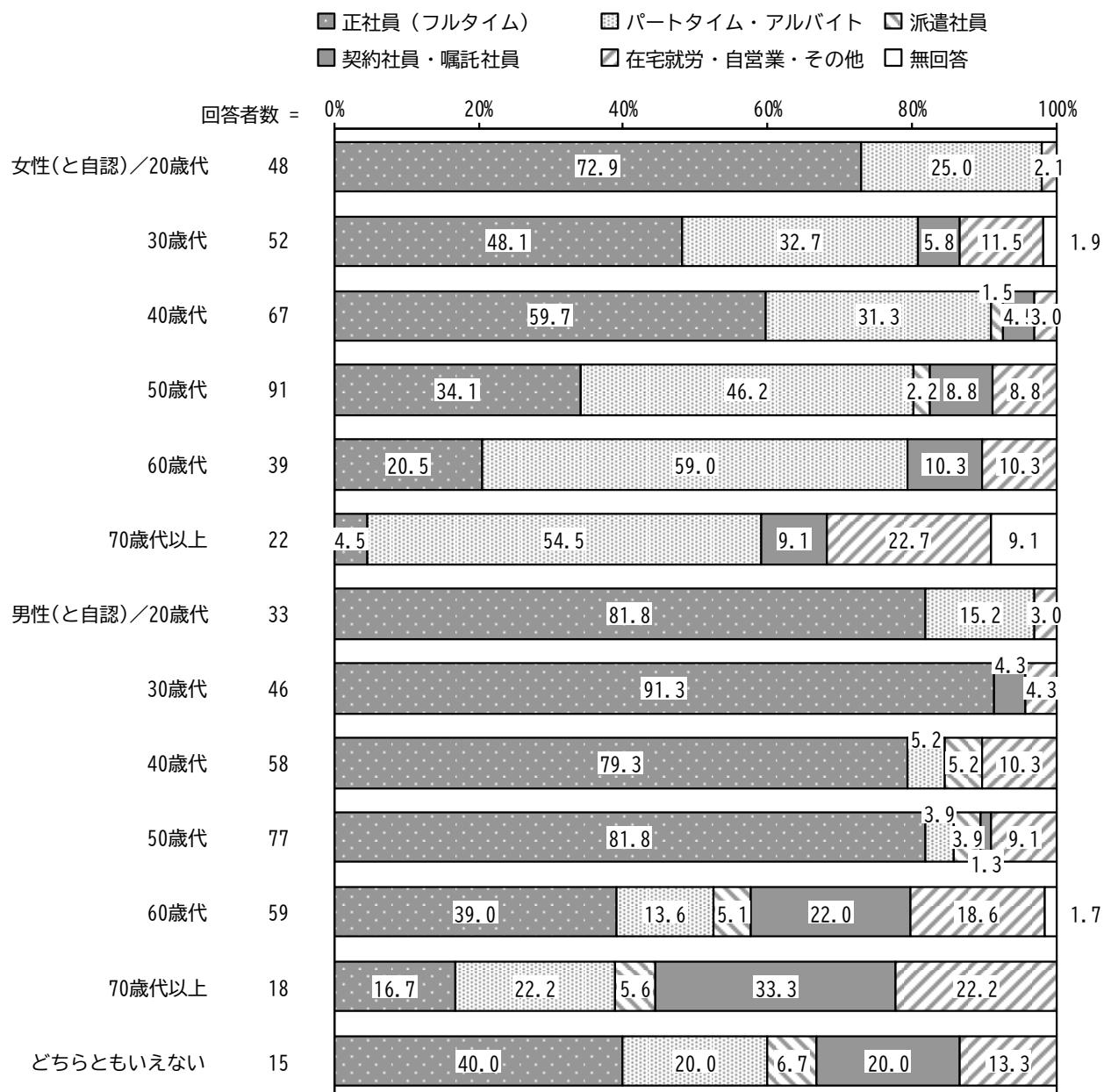
「働いている（休業中を含む）」の割合が74.8%、「働いていない」が23.9%となっています。また、すべての性別で「働いている（休業中を含む）」が7割超えから8割近くと高くなっています。



就業形態

◆働き方について、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。
現在の就業状況で「働いている」に○の方が回答【市民アンケート】

性・年代別にみると、女性では20歳代から60歳代まで年齢が上がるほど「パートタイム・アルバイト」「契約社員・嘱託社員」の割合が高い傾向にあり、男性では年齢が上がるほど「在宅就労・自営業・その他」の割合が高い傾向にあります。また、男性30歳代で「正社員（フルタイム）」の割合が高くなっています。

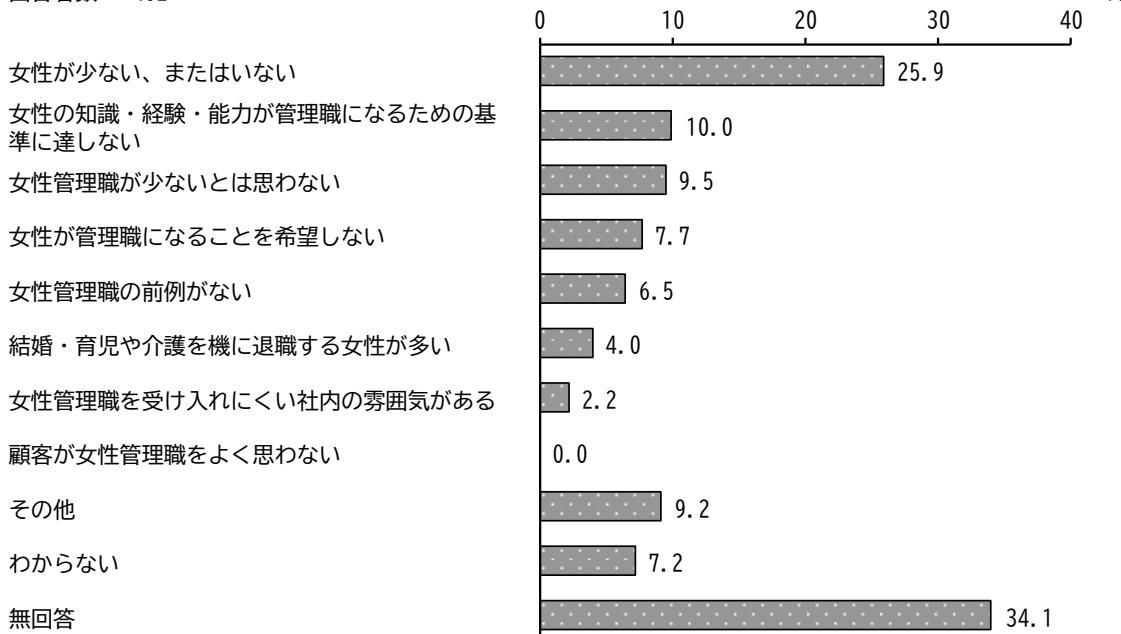


女性管理職が少ない理由

◆貴事業所の女性管理職が少ない理由は何だと思いますか。
管理職数のうち、女性が少ない（1割未満）または全くいない区分が一つでもある事業所が回答【事業所アンケート】

「女性が少ない、またはいない」の割合が 25.9% と最も高く、次いで「女性の知識・経験・能力が管理職になるための基準に達しない」が 10.0% となっています。

回答者数 = 402

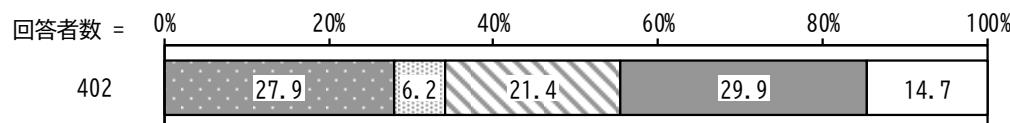


ハラスメント対策の仕組み

◆貴事業所では、パワハラやセクハラ、マタハラ、パタハラなどの職場のハラスメントに関する取組みを実施していますか。【事業所アンケート】

「取り立てて必要性は感じていない」の割合が 29.9% と最も高く、次いで「防止策や対応策など、すでに何らかの取組みを実施している」が 27.9%、「必要性は感じているが、取組みは進んでいない」が 21.4% となっています。

- 防止策や対応策など、すでに何らかの取組みを実施している
- 防止策や対応策など、何らかの取組みを今後実施予定
- 必要性は感じているが、取組みは進んでいない
- 取り立てて必要性は感じていない
- 無回答



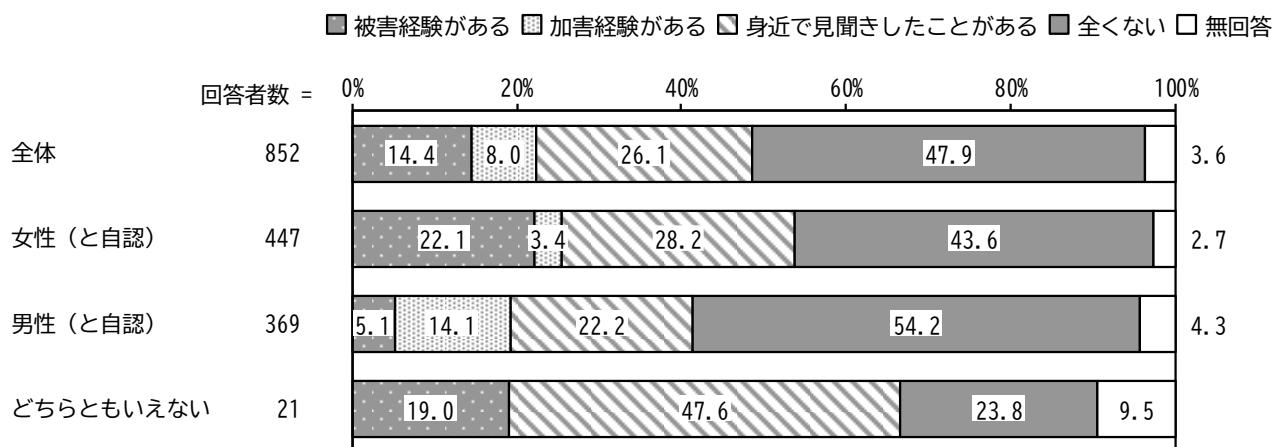
DVの経験や見聞き

◆あなたは、これまでにあなたの夫や妻（事実婚や別居中、離・死別を含む）または恋人などのパートナーとの間で、次のDVにあたる行為を、経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。【市民アンケート】

①大声でどなる

「全くない」の割合が47.9%と最も高く、次いで「身近で見聞きしたことがある」が26.1%、「被害経験がある」が14.4%となっています。

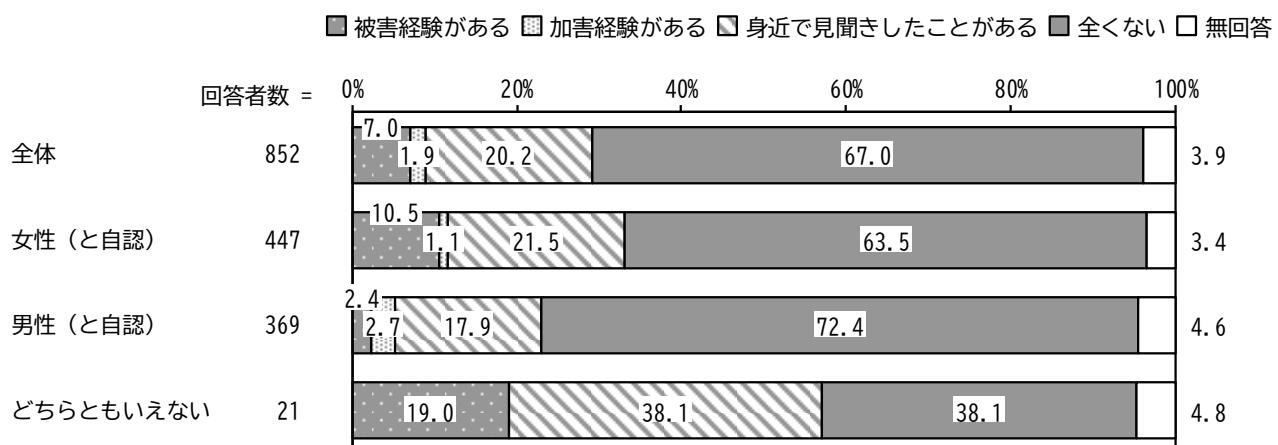
また、男女ともに「全くない」が4割超えから5割半ばと高く、どちらともいえないでは「身近で見聞きしたことがある」が5割近くと高くなっています。



②「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいじょうなし」などと言う

「全くない」の割合が67.0%と最も高く、次いで「身近で見聞きしたことがある」が20.2%となっています。

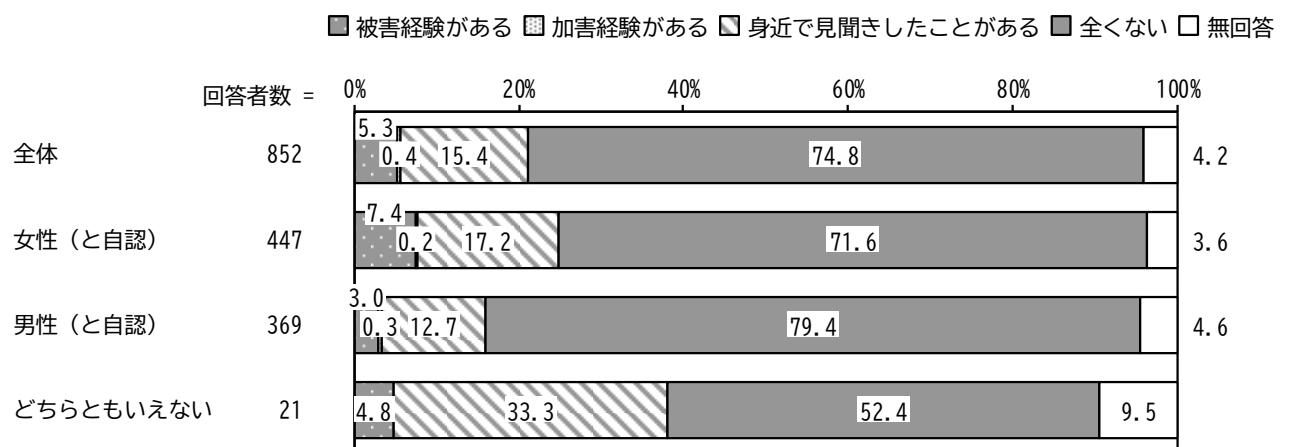
また、男女ともに「全くない」が6割超えから7割超えと高く、どちらともいえないでは「身近で見聞きしたことがある」が4割近くと高くなっています。



③交友関係や電話を必要以上に、細かく監視する

「全くない」の割合が74.8%と最も高く、次いで「身近で見聞きしたことがある」が15.4%となっています。

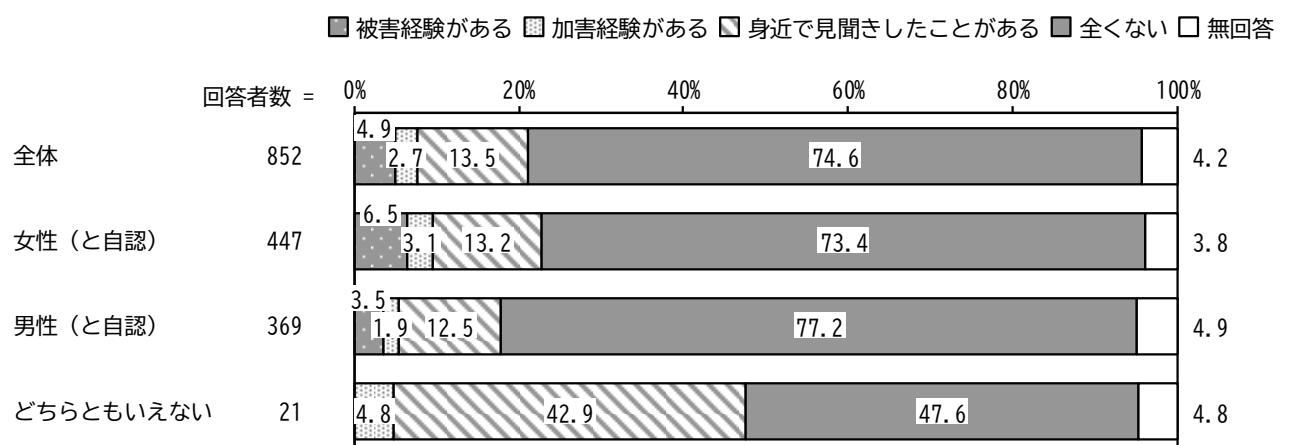
また、すべての性別で「全くない」が5割超えから約8割と高くなっています。



④何を言っても、長期間無視する

「全くない」の割合が74.6%と最も高く、次いで「身近で見聞きしたことがある」が13.5%となっています。

また、すべての性別で「全くない」が5割近くから8割近くと高くなっています。



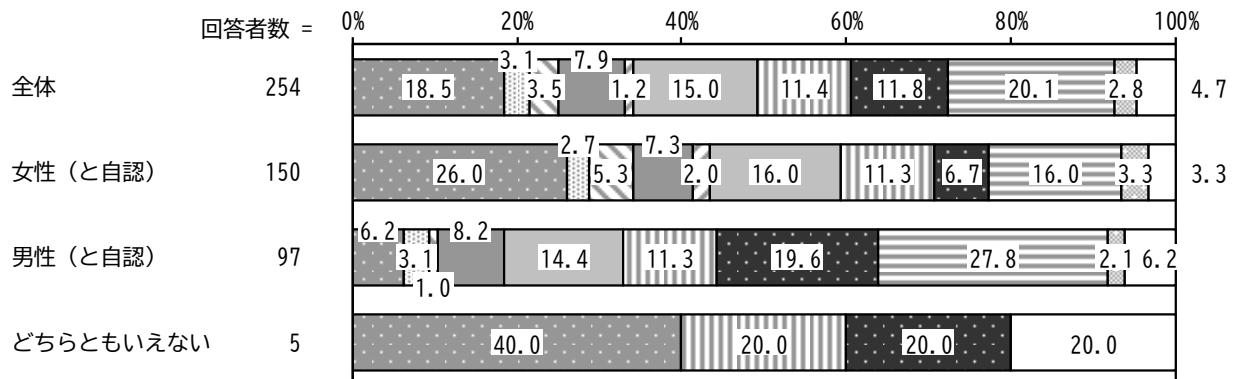
DVの被害・加害経験者の相談状況

◆そのことを誰かに相談しましたか。「被害経験がある」または「加害経験がある」に○の方が回答【市民アンケート】

「相談した」の割合が18.5%、それ以外の選択肢（「その他」と無回答を除く）を合計した“相談していない”が74.0%となっています。“相談していない”的うち、「相談するほどのことではないと思った」が20.1%と最も高くなっています。

また、女性及びどちらともいえないは「相談した」が2割半ばから4割と高く、男性は“相談していない”が8割半ばと高くなっています。“相談していない”的うち、男性は「相談するほどのことではないと思った」が3割近くと高くなっています。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 相談した
<input type="checkbox"/> 恥ずかしくて誰にも言えなかった
<input type="checkbox"/> 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思い、相談しなかった
<input type="checkbox"/> 個人的な問題なので、自分で解決しようと思い、相談しなかった
<input type="checkbox"/> 自分が我慢すれば、このままやっていけると思い、相談しなかった
<input type="checkbox"/> 自分にも悪いところがあると思い、相談しなかった
<input type="checkbox"/> 相談するほどのことではないと思った
<input checked="" type="checkbox"/> その他 | <input checked="" type="checkbox"/> 誰（どこ）に相談して良いかわからなかった
<input type="checkbox"/> 相談しても無駄だと思い、相談しなかった
<input type="checkbox"/> 無回答 |
|---|--|



4 男女共同参画の現状と課題

本市の現状について、第4次計画の達成状況及びアンケート調査の結果から次の課題を整理しました。

(1) 多様性を尊重する意識づくり

性別や国籍等による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、個々の生き方や価値観、性別、国籍などの多様性を相互に認め合い、人権を尊重する意識づくりが求められています。

本市では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識については、前回調査（令和2年度実施）から改善していますが、家庭内における家事において「食糧品・日用品の買い物」について「男女ともに行っている」と回答した男性が51.5%なのに対し、女性は31.5%であるなど、家事・育児の分担の認識について、男女間でギャップがみられます。

また、家庭や地域社会における男性優遇は解消されておらず、市民の「男女共同参画」に関する各種取組みの認知度も低いという現状があります。

このため、市民の男女共同参画への理解を深めるための啓発活動や、幼少期からの性別に関わらず、多様性を認め合うことへの理解を深める教育や地域社会における男女平等意識の向上を図るなどの理解促進を引き続き進めが必要です。

(2)自分らしさを実感し、活躍できる社会づくり

女性、男性に関わらず誰もが共に多様な働き方を選び、自らの能力を最大限に発揮できる社会の実現が求められており、特に政策や意思決定の場に女性が参画する機会を拡大していくことが重要です。本市では、職場や地域社会での男女の平等感が低く、依然として男性の方が優遇されていると感じる人の割合が約6割と高い現状や、区・自治会などの地域活動での女性参加が限定的である点が課題となっています。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みは、女性と男性の双方に対し進路選択や就労など様々なライフスタイルに影響を与え、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働など、心身への負担にもつながっていることから、固定的な性別役割意識を解消し、女性が意思決定に関与できる仕組みなどの体制の充実に加え、仕事と家事・育児・介護の両立を可能にする柔軟な働き方を実現する環境整備が必要です。

(3) 生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域づくり

DV や性犯罪などのジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防や根絶への対応が求められています。

本市では、DV 被害者が相談に至らないケースが多く見られ、相談窓口の認知度が低いことが指摘されており、暴力防止に向けた啓発に加えて、被害者支援に関する具体的な啓発や相談・サポート体制の強化を図ることで相談につなげる体制づくりに取り組むことが必要です。

また防災の現場における女性の視点を生かした防災・災害対策が求められています。大規模災害の発生時には、女性や子ども等がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮するため、防災施策への女性の参画の拡大を含め、男女共同参画の視点を取り込んだ防災・災害時の対策を推進する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、令和3年に策定した第4次成田市男女共同参画計画において「あらゆる人が自分らしく輝き 互いに思いやるまち 成田をめざして」を基本理念に掲げ、各種施策を実施してきました。

引き続き、だれもが性別に関わりなく個性と能力を発揮することで自分らしく輝き、多様な働き方や生き方、価値観をお互いに尊重する社会の実現を目指し、本計画における基本理念を以下のように掲げます。

だれもが自分らしく輝き 多様性を尊重するまち

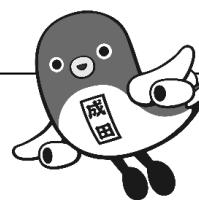
成田をめざして



本計画が親しみやすく、身近に感じられるよう、サブタイトルを設定しました

未来に羽ばたけ ジェンダーパレットプラン

絵画制作でつかうパレットに広がる、カラフルな絵の具をそれぞれの個性に見立てて、性別にとらわれず多様な個性と能力を生かし、共に明るい未来へ羽ばたいていくことをイメージしています。



2 基本目標

本計画では、3つの基本目標と、基本目標ごとに3つの施策の方向性を設定しました。

【基本目標】I 多様性を尊重する意識づくり



性別による無意識の思い込みを解消し、個人の働き方、生き方、価値観が多様化する中で、お互いの違いを認め合い、人権を尊重する意識づくりを推進します。

【基本目標】II 自分らしさを実感し、活躍できる社会づくり



一人ひとりがその時々の事情に応じた、多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を発揮できる社会の実現をめざし、政策・方針決定層への女性の参画拡大を進め、仕事と家事・育児等との両立支援等を推進します。

【基本目標】III 生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域づくり



暴力は、性別に関わらず個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、
その防止と根絶に向けた啓発を推進します。

防災の現場における女性の参画拡大を進め、女性の視点を生かした防災と
災害対策を推進します。



3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
だれもが自分らしく輝き 多様性を尊重するまち 成田をめざして	<p>基本目標Ⅰ</p> <p>多様性を尊重する意識づくり</p> <p>基本目標Ⅱ</p> <p>自分らしさを実感し、活躍できる社会づくり</p> <p>基本目標Ⅲ</p> <p>生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>1 男女共同参画に関する意識・理解の浸透</p> <p>2 男女の人権や多様性を尊重する意識づくり</p> <p>3 多様性を尊重し、一人ひとりを大切にする教育の推進</p> <p>1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>2 地域における男女共同参画の推進</p> <p>3 ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の推進 【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】</p> <p>1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止 【DV 防止法に基づく基本計画を含む】</p> <p>2 男女共同参画の視点からの防災対策の推進</p> <p>3 困難な問題を抱える女性への支援、相談体制の整備・強化 【困難女性支援法に基づく基本計画を含む】</p>

第4章 各施策の内容

基本目標 I

多様性を尊重する意識づくり

施策の方向性 1 男女共同参画に関する意識・理解の浸透

現 状

- 市民アンケート調査では「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」が 62.1%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が 28.5%で、「同意する」は 6.3%となっています。
- 家庭の中での男女の平等感は、男性優遇が 52.5%と最も高く、次いで「平等」が 30.5%となっています。
- 男女共同参画に関する名称などの認知度は、あまり高くない現状であり「第 4 次成田市男女共同参画計画」「男女共同参画講座の開催」「男女共同参画推進員の設置」「成田市男女共同参画センター」については、知らない人がいずれも約 8 割で特に低い状態です。
- 「女子差別撤廃条約」を知らない人が 57.2%、「男女共同参画社会基本法」を知らない人が 35.8%となっています。また、いずれについても内容まで知っている人は 1 割未満～約 1 割で低い割合にとどまっています。男女共同参画をめざす本市の情報紙「さざなみ」も知らない人が 67.7%にのぼっています。

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが、男女共同参画を推進することにつながります。

課題・方向性

男女共同参画に関する名称などの認知度が、全体的に低いことが大きな課題です。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し同感しない人が多数であるものの、どちらともいえない人答えた人が約 3 割います。さらに、家庭の中で男性優遇と感じる人が多く、平等感が低いことも課題です。今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた周知・啓発を進める必要があります。

事 業

No.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画講座開催事業	男女共同参画をテーマとした講座・講演会を開催します。開催にあたっては男女共同参画推進員とともに企画運営を進めます。	市民協働課
2	男女共同参画に関する情報提供を行う	男女共同参画に関する情報提供及び周知に努めます。	市民協働課

施策の方向性2 男女の人権や多様性を尊重する意識づくり

現 状

- 市民アンケート調査では性別に関わらずだれもが活躍できる社会に必要なことは、「男性が積極的に家事・育児に参加できるよう、働き方や制度を見直すこと」が 67.1%と最も高く、次いで「男性自身の意識をあらためること」が 59.3%、「子どもの時から、家庭や学校で男女平等について教えること」が 55.6%と続きます。
- 性の多様性に関する認知度は、「L G B T 理解増進法」は「聞いたことはある」が 41.2%で「知らない」が 49.2%、「ジェンダー」は「聞いたことはある」が 51.3%、「内容までよく知っている」が 39.6%、となっています。

本市には、多くの外国人が訪れ、また外国人住民数も増加しており、地域、職場等様々な場面で交流する機会が多いことから、言語、文化の違いによる価値観をお互いに尊重し合い、お互いに理解を深めていくことが重要です。

課題・方向性

市民からは、男性の男女平等に関する意識の高揚と、男性が積極的に家事・育児に参加できるような働き方や制度の見直しが求められています。今後はこれらを促すための取り組みを強化する必要があります。また、性的マイノリティに関する認知度や関心は高い状態であるものの、性の多様性に関する理解度はまだ十分ではないことがうかがえます。引き続きこれらの周知・啓発を進めることができます。

事 業

No.	事業名	事業内容	担当課
3 【新】	基本的人権を尊重する意識の醸成	市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、女性、高齢者、外国人など全ての人々の基本的人権を尊重する意識の醸成につとめます。	市民協働課
4	外国人相談の充実	市役所での手続き等の支援のため、多言語に堪能な相談員の配置と、多言語に対応したタブレットの活用により、相談窓口の充実を図ります。	市民協働課

施策の方向性3 多様性を尊重し、一人ひとりを大切にする教育の推進

現 状

- 学校教育の場での男女の平等感について、市民アンケート調査では「男性優遇」が 19.9%、「平等」が 56.2%、「女性優遇」が 5.7%となっています。「平等」の割合が最も高いものの、目標値の 64.0%を下回っています。
- 中学生アンケート調査では、学校生活の中の様々な場面で「平等」が6割半超～8割超と高い割合を占めています。一方、市民アンケート調査では、子どもを教育する際に「男らしさ、女らしさ」という考え方を意識するかで、「意識する」が 57.0%、「意識しない」が 37.3%となっています。また、性的マイノリティ（L G B T Q）の人権を守るために必要な取り組みとして、「性的マイノリティの人権を尊重した学校教育」が 50.5%と最も高くなっています。
- 中学生アンケート調査で、これまでに学校で「男女共同参画」について学んだことはあるかでは、「学んだことがある」が最も高く 62.6%、次いで「わからない」が 27.3%となっています。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう、家庭や学校において男女平等意識を形成していくことが望ましいとされています。

課題・方向性

今後も引き続き、学校教育の場での男女平等に向けた取り組みを進める必要があります。市民からは、性的マイノリティの人権を尊重した学校教育を行うことも求められています。また、「男女共同参画」について学んだかどうかわからないと答える中学生が約 3 割いることも課題ととらえ、学校教育の場での男女共同参画やジェンダー平等への関心を高める取組みが重要です。

さらに、家庭での教育が子どもに与える影響から、保護者に対しても「男らしさ、女らしさ」等のジェンダーに関する周知・啓発を進める必要性がうかがえます。

事業

No.	事業名	事業内容	担当課
5 【新】	外国にルーツがあるこどもへの教育支援	外国にルーツがあるこどもが、安心して就学できるよう、小中義務教育学校に日本語教育補助員を配置するなど、外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活の適応を支援します。	教育指導課
6	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	学校教育において、男女共同参画の重要性や固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、及び人権教育の啓発・推進に努めます。	教育指導課
7	教職員研修の充実	人権に関する研修を充実させ、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	教育指導課

施策の方向性 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現 状

- 市民アンケート調査では女性委員（議員）が少ない理由は、「男性優位の組織運営」が 59.5%と最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別による役割分担や差別の意識」が 44.2%、「女性の参画を進めよう意識している人が少ない」が 43.0%となっています。
- 成田市の男女共同参画の促進に必要なこととして、「市の審議会や委員会など、市の政策方針決定の場への女性の登用推進」が 49.6%と高い割合にのぼっています。
- 女性の参画拡大に関する名称などの認知度は、「男女雇用機会均等法」が「内容までよく知っている」が 35.9%で「聞いたことはある」が 52.2%、「女性活躍推進法」が「聞いたことはある」が 42.7%で「知らない」が 48.8%、「ポジティブ・アクション」が「聞いたことはある」が 16.0%で「知らない」が 78.6%です。
- 「ポジティブ・アクション」についてどう思うかは、市民アンケート調査では「賛成」が 81.4%で「反対」が 5.4%、事業所アンケート調査では「賛成」が 71.9%で「反対」が 2.7%となっています。

女性が意思決定の場に参画する機会を拡大していくことは、多様な価値観や経験を反映した意思決定を実現することにつながります。それにより、社会全体のニーズや課題がより的確に把握され、バランスの取れた政策が生まれやすくなります。

女性の意思決定の場への参画は国際的にも求められており、持続可能な社会の実現や経済成長の促進にもつながる重要な要素です。

課題・方向性

市民の大多数から、政策・方針決定の場への女性の参画拡大は肯定的に受け入れられている状態です。今後も引き続き、女性の参画拡大に向けた取り組みを強化する必要があります。男性優位の組織運営になつていなかの見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、そして、女性の参画を積極的に進めようとする意識を高めるための取り組みが求められています。

そのために、女性の政策・方針決定過程への参画拡大に関する取組みについて周知・啓発を進めることも重要です。

事業

No.	事業名	事業内容	担当課
8	認定農業者の確保	夫婦・後継者等による共同申請を推進し、女性認定農業者の確保を図り、女性の経営への参画を促進します。	農政課
9 【新】	審議会への女性、若者などの幅広い人材の登用促進	Web 会議システム及び託児サービスの利用を促進し、幅広い人材の確保を促します。	市民協働課
10	市内事業所への女性管理職の登用促進	事業所等における方針決定の場に女性が参画できるよう、周知・啓発に努めます。	商工振興企業立地課

施策の方向性2 地域における男女共同参画の推進

現 状

- 市民アンケート調査では地域社会のなかでの男女の平等感は「男性優遇」が59.1%、「平等」が22.8%、「女性優遇」が9.2%となっています。
- 地域活動への参加について、「参加していない」は53.2%です。また、将来も地域活動に「参加したいと思わない」が16.9%、「参加したいかわからない」が19.1%で、あわせて4割近くの人が活動に消極的です。
- PTAや自治会などの地域団体でリーダーに女性が少ない理由は、「女性は家事・育児が忙しく地域活動に専念できないから」が52.3%と最も高く、次いで「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」が40.3%、「男性がリーダーとなるのが社会慣行だから」が30.5%となっています。
- 区・自治会等の代表者の割合は令和2年度の5.2%から令和6年度の8.8%と増加しています。

地域社会において男女共同参画を推進することは、一人ひとりが自分らしく活躍できる地域づくりの基盤となります。地域の多様な課題を解決し、活力ある社会を実現するためには、性別にとらわれない参画と協働が不可欠です。

課題・方向性

半数以上の人々が地域活動に参加しておらず、活動に消極的な人も多くみられることから、地域活動に参加することの意義や魅力等を広く発信する取り組みを行う必要があります。活動に消極的な理由の調査や検証を行い、取り組みに反映することも重要です。

また、地域団体で女性のリーダーを増やすためには、女性の家事・育児負担を減らすための取り組みを強化することが求められています。区・自治会などの地域活動は男性と女性が協力して運営していることもあり、男女平等感の醸成を図るとともに、地域の慣習にとらわれず女性のリーダーが強く求められていることを行政が積極的に発信することも重要です。

事 業

No.	事業名	事業内容	担当課
11	家族経営協定の締結推進	印旛農業事務所と連携を図りながら、家族経営協定を推進します。	農政課
12 【新】	区・自治会等への男女共同参画意識の啓発	区・自治会等に対し、男女共同参画意識の啓発を行います。	市民協働課

施策の方向性3 ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方の推進

【女性活躍推進法に基づく推進計画を含む】

現 状

- 市民アンケート調査では、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は「内容までよく知っている」が32.9%、「聞いたことはある」が35.0%、「知らない」が29.9%となっています。
- 家庭内における性別役割分担は、「生活費の確保」以外の家事・育児・介護について、「主に女性が行っている」の割合が最も高くなっています。特に「食事をつくる」は「主に女性が行っている」が73.1%です。
- 職場における男女平等は、様々な場面や条件で、男女平等と感じる人が約5割～7割超を占め、最も多い状態ですが、「募集や採用の条件」「人事配置や昇進・昇格」「教育訓練や研修制度」「定年・退職・解雇」「賃金」「仕事の内容」は、男性優遇と感じる人が多い傾向がみられます。特に「人事配置や昇進・昇格」は男性優遇が33.9%と高くなっています。また、「休暇等のとりやすさ」「時間外労働の負担」は、女性優遇と感じる人が多くみられます。
- 事業所アンケート調査では、女性管理職が少ない（1割未満）または全くない区分が一つでもある事業所に対し女性管理職が少ない理由について問う設問で、無回答が34.1%と最も高くなっています。
- 女性の活躍を進めるための各種取組みでは、いずれの取組みについても「取り組んでいない」が、3割以上～5割近くにのぼっており、特に「女性の活躍に関する責任者や担当部署を設け推進体制を整備している」「女性が少ない職務や役職において女性を積極的に登用している」「管理職や男性従業員に対して、女性活用の重要性を啓発している」は、「取り組んでいない」が4割を超える状態です。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

課題・方向性

「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知らない人が6割以上いることから、今後も周知・啓発を進める必要があります。現在は女性の家事負担が多い傾向があり、男性への家事・育児・介護の参加を働きかける活動や、これらを実践するための知識や方法を身に付けられる場が求められています。

また、男女ともに仕事と家庭を両立させていくために、職場環境の整備や育児・介護休業中の経済的な支援の強化も求められています。

女性活躍推進施策として、女性の起業や能力の開発・発揮に向けたチャレンジ支援が重要であることから女性の社会進出を後押しする事業を進めています。

事業所アンケート調査において女性管理職が少ないと理由を説明できない事務所が3割以上存在することや、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に関する取り組みがあまり積極的に行われていない傾向がみられることが大きな課題です。

事業所に対し、男女共同参画に関する周知・啓発を強化する必要があります。また、ワーク・ライフ・バランスを推進していく際の問題点として、市民アンケート調査と同じく休業中の従業員の代替要員の確保について挙げられています。この問題を解決するための取り組みも求められています。

事業

No.	事業名	事業内容	担当課
13	女性活躍支援事業	働く女性支援の視点に立った各種講座・教室等の開催に努めます。	公民館
14	女性の再就職・起業支援	結婚、出産などのライフイベントにより退職した女性の再就職や起業を支援します。	商工振興企業立地課
15	ファミリー・サポート・センター事業の充実	相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業について、会員数の拡大を図るとともに、利用ニーズと提供ニーズのコーディネートを充実させ、利用拡大に努めます。	こども政策課
16	ひとり親家庭等の相談体制の充実、利用拡大	母子・父子自立支援員などによる生活相談や就労相談など、関係機関との連携により相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	子育て支援課

施策の方向性 1 ジエンダーに基づくあらゆる暴力の防止

【DV 防止法に基づく基本計画を含む】

現 状

- 市民アンケート調査では、DVの加害・被害経験や見聞きについては、「全くない」と答えた人が大多数を占めていますが、DVの被害・加害経験者の相談状況は、「相談していない」が 74.0%で、相談しなかった理由は「相談するほどのことではないと思った」が 20.1%と最も高くなっています。
- 事業所アンケート調査では、職場のハラスメントに関する取り組みを実施する「必要性を感じていない」または、「必要性は感じるが取り組みは進んでいない」と答えた事業所が合わせて 5 割を超えています。

配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。特に、配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

課題・方向性

市民のDVの被害又は加害の経験や、見聞きについては、全くない人が大多数を占めていますが、経験がある人の 7 割以上が誰にも相談していないことが課題です。今後も引き続き、DVに関する知識の周知・啓発を進める必要があります。市民からも DV やハラスメントは人権侵害であることの意識啓発活動が求められています。また、相談した人も、親族・友人・知人相手がほとんどで、その他の相談先に相談した人はごく少数であることから、相談窓口に関する情報提供を一層強化する必要があります。DV や女性の権利に関する情報の周知・啓発に、引き続き取り組んでいくことが重要です。

また、ハラスメント対策を行っていない、行っているか回答できない事業所が合わせて 6 割以上存在するのは大きな課題です。

事業所に対して各種ハラスメントに関する周知・啓発を強化し、対策の必要性を訴えかけていく必要があります。

事業

No.	事業名	事業内容	担当課
17	DV防止のための意識啓発	DV相談窓口の周知と、情報紙「さざなみ」、広報なりた等によるDVについての情報提供を行います。	市民協働課
18	DV被害等の相談体制の充実	広報なりた、ホームページ等を活用し、相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。	市民協働課
19	児童虐待防止に関する啓発・相談体制の充実	こども家庭センターを中心に虐待の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関の職員を対象とした講演会を実施するなど、児童虐待防止についての意識の啓発や相談員の相談・支援技法の向上を図ります。	子育て支援課

施策の方向性2 男女共同参画の視点からの防災対策の推進

現 状

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども等がより多くの影響を受けるといわれており、固定的な役割分担意識を反映して、家事・育児・介護などの負担が女性に集中することや、DVや性暴力などの被害の発生が懸念されます。

防災の現場における女性の参画拡大は、災害時の女性のニーズに対応するために欠かせない取組みです。

課題・方向性

今後も引き続き、女性の視点による防災対策の必要性に関して、防災講話、避難所運営委員会等で、周知・啓発を図るとともに、男女双方の立場を尊重した防災・災害時対策の体制整備を進めていく必要があります。

事 業

No.	事業名	事業内容	担当課
20	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の啓発	日頃の備えや避難所運営等、あらゆる防災に関する政策、方針決定の過程に女性の視点が反映されるよう取り組みます。	危機管理課
21	女性消防団員の加入促進と女性消防吏員の増加	地域における消防活動への女性の参画促進に努めるとともに、関係機関と連携し女性の人権を尊重した消防業務を推進します。	消防総務課

施策の方向性3 困難な問題を抱える女性への支援、相談体制の整備・強化

【困難女性支援法に基づく基本計画を含む】

現 状

- 市民アンケート調査では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の認知度は、「聞いたことはある」が22.9%、「知らない」が72.5%となっています。
- 「女性のための相談」の認知度は、「聞いたことはある」が29.9%、「知らない」が65.0%です。

女性は、出産・育児などにより就業を中断することが多いこと、また、就労形態も非正規雇用が多いことから、貧困や生きづらさなど生活上の困難を抱えやすいとされています。

課題・方向性

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」と「女性のための相談」の認知度が低いことが課題です。今後は、これらに対する情報発信を一層強化する必要があります。

事 業

No.	事業名	事業内容	担当課
22 【新】	ひとり親家庭等の生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭や、子どもを家庭で養育できない場合などに対応するため、母子生活支援施設などの情報提供を行い、自立に向けた生活支援を行います。	子育て支援課
23 【新】	妊娠・出産・子育てに関する講座の実施	主に初妊婦とその家族を対象に、母親学級やパパママクラスなどを開催し、妊娠・分娩・育児・食育について講習や体験を行います。また、仲間づくりを進め、孤立化を防ぐとともに、参加者同士の交流を促進します。	健康増進課
24 【新】	相談窓口の周知	市で実施している相談窓口をはじめ、国・県が実施している相談先の周知に努めます。	市民協働課

第5次成田市男女共同参画計画 成果指標 一覧

基本目標Ⅰ 多様性を尊重する意識づくり

	指標名	現状（R6年）	目標
1	家庭の中での男女の地位が平等と感じる人の割合	30.5%	増加
2	学校教育の場で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合（※市民アンケート調査）	56.2%	増加
3	学校の中で男女の立場が平等になっていると感じる人の割合（※中学生アンケート調査）	53.3%	増加

基本目標Ⅱ 自分らしさを実感し、活躍できる社会づくり

	指標名	現状（R6）	目標
4	地域社会における男女の地位が平等と感じる人の割合	22.8%	増加
5	審議会等への女性委員の登用率 （職務指定を除いた女性委員の登用率）	27.1%	40%
		31.5%	40%
6	女性委員のいない審議会等の数	6	0
7	区・自治会等の代表者の女性割合	8.8%	10.0%
8	市職員の育児休業取得率 ①女性	100%	100%
	②男性	97.4%	85.0%
	市職員の各役職段階に占める女性職員の割合 ①係長級	22.1%	40.0%
9	②課長補佐級	31.7%	33.0%
	③課長級	11.7%	22.0%
	④部長級	10.5%	14.0%
10	保育園等の待機児童数 (第4次計画 成果指標) 保育園等の入所待ち児童数（待機児童含む）	17人 341人	0人 -
11	児童ホーム待機児童数	69人	0人

基本目標Ⅲ 生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域づくり

	指標名	現状（R6）	目標
12	D Vの被害経験または加害経験のある人の「相談した」割合	18.5%	増加
13	広報誌等を利用したD V防止に関する情報提供回数	4回	6回
14	乳がん検診受診率（30歳以上の女性）	8.4%	増加
15	子宮頸がん検診受診率（20歳以上の女性）	13.3%	増加
16	防災会議の女性委員の割合	8人	増加

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

（1）市職員の意識向上

男女共同参画社会の実現のためには、男性職員の育児休業取得促進や、女性職員の管理職登用など、行政から意識を変えることが必要です。あらゆる施策に対し、多くの意見やさまざまな視点を反映させていくため、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組みます。

（2）市民・事業所との連携

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのことと自覚して取り組むほかに、事業所等の参画も必要です。

そのために、市民や事業所との連携により事業を進め、市民や事業所が実施する事業に対しても市が積極的に協力し、協働による男女共同参画のまちづくりを推進していきます。

（3）国・県・他市町村との連携

国・県・他市町村の情報収集を定期的に行い、市民に提供するとともに、各機関と連携して本計画の効果的な推進を図ります。

（4）推進体制

各種団体の代表者等で構成される「成田市男女共同参画計画推進懇話会」により、男女共同参画計画の施策の審議や実施状況の点検、評価を行っていきます。

2 進行管理等

- (1) 関係各課で所掌事務の管理を行い、進捗を把握できるようにします。
- (2) 事業の適切な評価が行えるよう、市民や事業所の意見・要望・評価など、データの収集整理に努めます。
- (3) 計画の進捗状況の評価・点検については、定期的に開催する「成田市男女共同参画計画推進懇話会」において行います。
- (4) 5年ごとの改定時期に、市民・中学生・事業所アンケート調査をはじめ、多くの方々や機関から幅広く意見を聴取します。市民・中学生・事業所アンケート調査による指標項目については、5年に一度の調査を実施した年度に比較・検討を行います。

資料編